



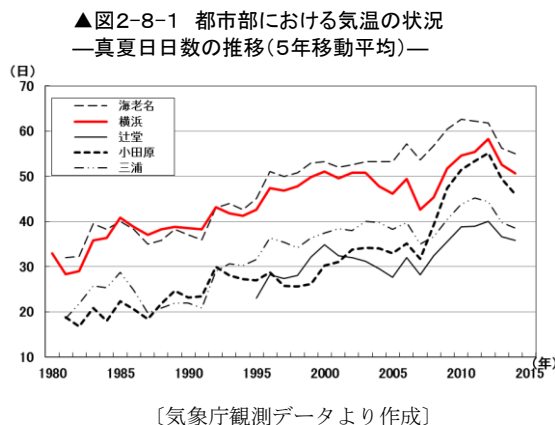
# 8 環境に配慮したまちづくり

## 1 環境に配慮したまちづくりの現況と課題

神奈川の都市は、表情豊かな自然や歴史に培われた文化に恵まれている一方、経済成長期の急激な都市化の進展により、都市の身近な緑地が減少し、無秩序に拡大した市街地や画一的な都市が形成されてきました。

また、近年では、地表面の人工化や人工排熱などにより真夏日や熱帯夜が増加するといったヒートアイランド▼現象も顕在化し、環境に配慮したまちづくりが求められています。

こうしたことから、自然や歴史、文化を尊重し、地域の個性を活かした魅力ある景観の保全や創造、都市公園や水辺施設等の整備、都市アメニティ（快適さ）の向上などが課題となっています。



## 2 環境に配慮したまちづくりに関する県の取組

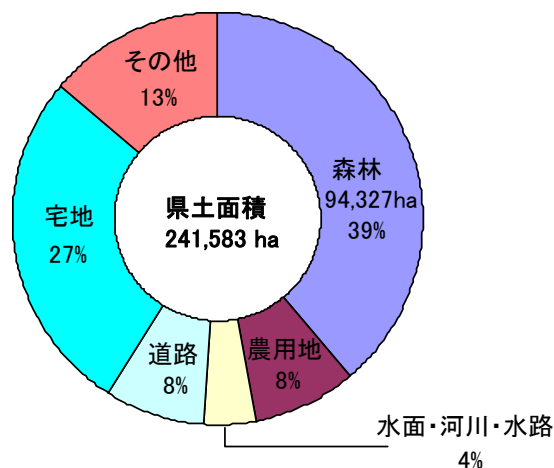
### 1 都市公園、うるおいあるみち空間などの形成【都市公園課、道路管理課、道路整備課】

都市部では、身近なみどりや里山などの雑木林等が減少しており、土地利用面積割合をみると、県土面積 241,581ha のうち、約 40%が森林となっています。

そこで、県では、県立都市公園の整備や道路などの公共施設の緑化により都市のみどりの質的・量的な創造と保全を推進しています。

平成 28 年度には、県立山北つぶらの公園が開園するなど、みどり豊かで美しいまちづくりを推進しています。

▲図2-8-2 県土の土地利用面積割合



※平成 27 年 10 月 1 日現在。  
面積割合は、概数です。

▲表2-8-1 各年度末の都市公園整備面積実績 (単位:ha)

	20年度	21年度	22年度	23年度	24年度	25年度	26年度	27年度
都市公園面積	4,369	4,419	4,519	4,587	4,635	4,714	4,790	4,914

※数値は県と市町村の合計値

## 2 人や自然にやさしい水辺づくり【河川課、砂防海岸課】

県では、従来の安全対策に視点をおいた施設整備によって失われていた自然環境を保全していくため、現在、河川や海岸等の整備・改修にあたって、現存する多様な生物やその生育環境を保全・創造し、景観も含む周辺環境や人々の利用などにも配慮した川づくり、海岸づくりを進めています。

具体的には、平成 28 年度に、小出川において、護岸の整備に合わせて覆土をすることで、河川の緑化につとめるなど、自然環境や景観に配慮した川づくりを実施しました。

また、平成 28 年度に、茅ヶ崎海岸など 9 海岸で砂浜の回復・保全を目的とし、景観や自然環境に配慮した養浜を実施しました。

▲表2-8-2 自然環境に配慮した整備河川数

	25年度	26年度	27年度	28年度	29年度予定
河川数	9	7	7	7	4

▲表2-8-3 自然環境に配慮した海岸保全施設整備等箇所数

	25年度	26年度	27年度	28年度	29年度予定
海岸数	11	11	9	9	11



養浜(茅ヶ崎市中海岸)

## 3 景観まちづくり【都市整備課】

県では、平成 18 年 12 月に「神奈川県景観条例」を施行しました。同条例では、県は、具体的な景観づくりは地域に身近な市町村が担うこととした上で、市町村の取組を支援するとともに、広域的な調整に努めることとしています。さらに、平成 19 年 8 月に、景観づくりに関する施策の総合的、計画的かつ広域的な推進を図るため、「神奈川県景観づくり基本方針」を策定しました。また、平成 19 年 10 月には、公共施設の整備や管理などを通じて、公共施設の周辺も含めた景観づくり、さらには地域、県土の景観づくりを行っていくためのガイドラインとして「公共事業における景観づくりの手引き」を作成しました。



「かながわの景観」

<http://www.pref.kanagawa.jp/cnt/f655/>

## 4 環境と共生するまちづくり【環境共生都市課】

### ■ 環境と共生する都市圏の形成

県では、県央・湘南都市圏を快適で持続可能な社会を支える環境と共生する都市圏へ誘導するため、「県央・湘南都市圏環境共生モデル都市づくり推進要綱」に基づき、環境共生に取り組むまちづくり事業を認証しました。あわせて、事業者への制度説明など普及啓発を行いました。

また、東海道新幹線新駅誘致地区を中心としたツインシティのまちづくりに向け、平塚市大神地区では、土地区画整理事業による造成工事が進展するなど、環境共生モデル都市ツインシティの実現に向けた取組が進んでいます。



「環境共生モデル都市圏の形成」

<http://www.pref.kanagawa.jp/cnt/f6601/>

**5 ヒートアイランド対策【環境計画課】**

県では、平成16年度にヒートアイランド現象の実態について調査し、複数の都市で中心市街地の高温化傾向を確認しました。また、平成17年度には前年度の調査結果を踏まえ「ヒートアイランド現象調査」を実施し、高温化が確認された都市を中心に地域特性を整理するとともに、その地域に効果的な対策例をとりまとめました。

また、市町村におけるヒートアイランド対策を促進するため、平成26年5月にヒートアイランド対策ハンドブックを作成しました。

さらに、ヒートアイランドの発生状況を把握するため、独自に気温測定を行っている横浜市及び川崎市を除く県内40箇所以上で気温測定を実施しているほか、毎年、市町村ヒートアイランド対策担当者会議を開催し、情報交換や今後の連携について検討しています。



「神奈川県ヒートアイランド現象」  
<http://www.pref.kanagawa.jp/cnt/f6703/>

**6 環境への負荷の少ない交通の推進【警察本部交通規制課、交通企画課】****■ 交通の円滑化の推進**

県警察では、交通信号機の集中制御化や光ビーコンの整備を進めるなど、交通管理システム(UTMS)の充実を図るとともに、交通実態に適した信号制御をすることにより、交通渋滞を抑制し交通公害の低減を推進しています。また、LED信号機の整備を進め、消費電力の削減に取り組んでいます。

さらに、新交通管理システム(UTMS)のサブシステムである、公共車両優先システム(PTPS)により、路線バスのスムーズな運行を確保し、マイカーからの転換を促しております。また、車両の分散誘導により、排気ガス等を低減して環境の改善を目指す交通公害低減システム(EPMS)を川崎市南部に導入しております。



「交通規制センター紹介」  
<http://www.police.pref.kanagawa.jp/mes/mesf3020.htm>

**■ 交通需要マネジメントの推進**

県では、市町村の取組みを促すための情報提供を行うほか、カーシェアリングの普及促進を図るため、県央地域(厚木)で公務利用を行うなど、交通需要マネジメントを推進しています。



「神奈川県「交通関係ソフト施策実施事例集」」  
<http://www.pref.kanagawa.jp/cnt/f7142/>

**7 環境影響評価制度の推進【環境計画課】**

環境影響評価(環境アセスメント)制度は、大規模な開発事業を行う場合、それが環境にどのような影響を及ぼすかを、事前に調査、予測、評価し、その結果を地域の住民の皆さんにお知らせし、事業者、住民、行政が意見を出し合って適正な環境配慮がなされるための制度です。

県は、昭和55年に「神奈川県環境影響評価条例」を定め、翌56年から環境アセスメント制度を実施してきました。平成9年には、調査等を行う前に調査項目や方法を定めるための手続や、事後調査

の手続を新たに加える改正を行いました。

また、環境影響評価法が平成11年に施行され、平成23年には同法が一部改正されたことに伴い、本県でもアセス図書のインターネットによる公表や、実施計画書説明会の手続等を規定しました。さらに、環境アセスメント制度の導入以降、環境保全の取組が進んでいる現状を踏まえ、良好な環境の保全と秩序ある開発のバランスに配慮しつつ、事業者の負担軽減等の観点から、平成26年に手続期間の短縮等を図るための条例及び規則改正を行いました。

昭和56年の条例施行以来、対象となった事業は平成28年度末までに113件ありますが、種類別で見ると、「研究所の建設」が17件、「道路の建設」が13件、「電気工作物の建設」が13件などとなっています。また、このうち環境影響評価法の対象事業は20件となっています。

平成28年度は前年度から手続が継続している2件及び新規2件について、環境影響予測評価書案等の審査を行いました。

▲表2-8-4 審査状況一覧

平成29年3月31日現在

事業名	配慮書/方法書/実施計画書 諮問年月日	手続状況
JFE 扇島火力発電所更新計画	平成26年9月29日	平成28年度手続終了*
川崎天然ガス発電所3・4号機増設計画	平成27年6月10日	平成29年度手続継続**
(仮称)横須賀火力発電所新1・2号機建設計画	平成28年4月22日	平成29年度手続継続**
ごみ中間処理施設整備事業	平成28年12月19日	平成29年度手続継続**

\* 平成28年度中に審査を行った事業、なお、川崎天然ガス発電所3・4号機増設計画は平成29年7月31日付で廃止された。

「神奈川県環境影響評価条例」「神奈川県環境影響評価条例施行規則」「神奈川県環境影響評価技術指針」などの関係規定や、環境アセスメント手続の進行状況、環境影響評価審査会の開催状況などは、インターネットにより情報提供しています。



「かながわの環境アセスメント」  
<http://www.pref.kanagawa.jp/cnt/f247/>

## ■ 環境配慮評価システム

県では、県が自ら実施する大規模な事業について、基本計画の段階で環境配慮の評価等を行い、より環境に配慮した計画の策定を行うため、「環境配慮評価システム実施要綱」を定め、平成14年度から実施しています。

このシステムの対象は、道路の建設、建築物の建設、用地の造成などの15種類の事業で、規模に応じて、第1種事業（おおむね環境影響評価条例の対象規模）、第2種事業（おおむね環境影響評価条例の対象規模の3分の1程度の規模）及び第3種事業（おおむね環境影響評価条例の対象規模の10分の1程度の規模）に区分し、その区分や事業の実施が環境に及ぼす影響の程度に応じた手続を定めています。

事業所管部局が作成した環境配慮検討書の提出、これに対する審議及びその結果の通知並びに通知内容に対する措置状況の報告が基本的な手続となっており、この手続を終了した案件については、それぞれの概要を公表することとしています。

この要綱や、これまでの実績などは、インターネットにより情報提供しています。



「環境配慮評価システム」  
<http://www.pref.kanagawa.jp/cnt/f4164/>